

包括的な連携協力に関する協定書

令和6年7月8日

秋田県（以下「甲」という。）と日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲及び乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域住民の福祉増進、活力ある地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に連携・協力を図るものとする。

- (1) 看護師・保健師の実習受入に関すること。
- (2) 看護師・保健師の育成支援に関すること。
- (3) 緊急事態における連携に関すること。
- (4) 介護福祉士の養成に関すること。
- (5) 介護福祉施設の職員の資質向上に関すること。
- (6) その他、上記事項に付随する両者が必要と認める事項

（情報交換）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携協力事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換の実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれから改廃の申し出がない時は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときには、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹敬久

乙 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17番地3
学校法人日本赤十字学園 日本赤十字秋田看護大学
日本赤十字秋田短期大学

学 長

原 玲子

